

# 勝浦市農業委員会会議録

## ( 5月定例会 )

平成27年5月22日(金曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、15名でその氏名は次のとおりである。

1番 鈴木 克己	2番 中村 東雄	3番 長谷川 武久
4番 岩瀬 和巳	5番 長田 晴夫	6番 水野 金尋
7番 藤江 義博	8番 鎌田 正敏	9番 元吉 博嗣
11番 竹下 和夫	12番 佐近 茂	13番 西川 知子
14番 数金 清美	15番 吉野 勇孝	16番 末吉 修一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 中村 泰輔      書記 市東 義之

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

第3 報告

報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

第4 その他

○会長（末吉修一委員） 本日はご苦労さまです。

本日の出席委員は16名中15名で、定足数に達しておりますので、会議はここに成立いたしました。

定刻となりましたので、これより平成27年勝浦市農業委員会5月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでありますので、これによってご承知を願います。

○会長（末吉修一委員） それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規程により、会長において、数金清美委員及び吉野勇孝委員を指名いたします。

○会長（末吉修一委員） 日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） ご説明します。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は、松部の田3筆、延べ2,255平方メートル、太陽光発電施設に転用するため売買による所有権移転を目的とした申請です。

施設の概要は、パネル数240枚、発電量60キロワットです。

転用の時期は、平成27年7月1日から平成27年12月30日で、資金計画は自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきまして、譲受人は、申請地に太陽光発電施設を設置し、エネルギー事業に貢献したいとし、譲渡人は、荒れ放題になってしまい、耕作が出来ないため売り渡したいとして申請がなされたものです。

次に申請位置ですが、かつうら聖苑から●側に約●●●メートルの地点となります。

以上で議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

続いて、地区担当委員の補足説明をお願いします。

申請番号1番につきまして、元吉博嗣委員をお願いします。

○9番（元吉博嗣委員） では、説明させていただきます。

申請の概要は、今、事務局の方からあったとおりでありますが、先般5月15日、地権者と代理人であります行政書士の●●さんとお会いし面談しました。

申請地は、事務局の方からも説明があったとおりで、雑草が背丈以上に繁茂しております。

て耕作不能の状態です。

草刈りをして、太陽光発電施設を設置したいとのことですが、許可要件につきましては、立地条件として第2種農地に該当し、隣接農地への営農条件についても支障がなく、他への代替性もありませんので問題はないと思います。

施設の工事には草刈り程度でほとんど手が掛からないことから、転用の実現性は確実にあると認められます。

調査の結果、許可相当として判断いたします。

皆様方のご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

○会長（末吉修一委員） これをもって、職員の説明並びに地区担当委員の補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） 質疑が無いということによろしいでしょうか。

これを持って質疑を終結いたします。

これより議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願ひします。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員） 挙手全員でございます。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、申請番号8番につきましては、除斥委員該当事案となりますので、申請番号1番から7番を先に審議する事といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条

により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成27年5月8日付けで決定を求められるものです。

このたびの5月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画4件、10,651平方メートル、再設定計画4件、20,614平方メートル、合計8件、31,265平方メートルです。

資料の2ページをご覧ください。

申請番号1番、中倉の田464平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は使用貸借権です。

設定期間は、平成27年6月1日から5ヶ年の再設定です。

3ページをご覧ください。

申請番号2番、中倉の田4筆、延べ9,770平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年6月1日から5ヶ年の再設定です。

4ページをご覧ください。

申請番号3番、中倉の田2筆、延べ4,927平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年6月1日から6ヶ年の再設定です。

5ページをご覧ください。

申請番号4番、杉戸の田2筆、延べ2,782平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年6月1日から5ヶ年の新規設定です。

6ページをご覧ください。

申請番号5番、芳賀の田6筆、延べ5,383平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年6月1日から5ヶ年の新規設定です。

7ページをご覧ください。

申請番号6番、大楠の田4筆、延べ5,453平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年6月1日から5ヶ年の再設定です。

8ページをご覧ください。

申請番号7番、上植野の田885平方メートル、利用計画は普通畑、利用権の種類は使用貸借権です。

設定期間は、平成27年6月1日から5ヶ年の新規設定です。

申請番号1番から7番についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○会長（末吉修一委員） よろしいですか。

質疑ないということですので質疑を終結いたします。

これより議案第2号、農用地利用集積計画の決定についての申請番号1番から7番を採決いたします。

申請番号1番から7番の計画につきまして、本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○会長（末吉修一委員） 挙手全員ということで、本案は、原案のとおり決定いたしました。

次に申請番号8番につきまして審議致します。

●●●●委員が農業委員会等に関する法律第24条の規定により、議事参与制限の対象となりますので退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(●●委員退席)

○会長（末吉修一委員） それでは休憩を解き、再開いたします。

申請番号8番につきまして事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 申請番号8番について説明します。

9ページをご覧ください。

申請番号8番、白木の田1, 601平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成27年6月1日から5ヶ年の新規設定です。

以上で議案第2号、農用地利用集積計画の決定についての説明を終わります。

○会長（末吉修一委員） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

はい、長田委員。

○5番（長田晴夫委員） これ、●●さん貸すの。

百姓やめちゃうの。

○事務局長（中村泰輔）　そういう訳じゃないです。  
借受者の●●さんの先代の方が亡くなったんですけど、先代の時から貸していたということになります。

○5番（長田晴夫委員）　自分で百姓やっているのに何で貸すの。

○事務局長（中村泰輔）　場所の問題ではないでしょうかね。

○5番（長田晴夫委員）　今まで貸してあったからということですね。

○会長（末吉修一委員）　他にございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員）　質疑がないということでございます。

これより議案第2号、農用地利用集積計画の決定についての申請番号8番を採決いたします。

申請番号8番の計画につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（末吉修一委員）　挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

●●委員の除斥を解きたいと思えます。

暫時休憩いたします。

（●●委員着席）

○会長（末吉修一委員）　それでは休憩を解き再開いたします。

申請番号8番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

○会長（末吉修一委員）　次に、議案第3号、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題といたします。

意見募集の結果について、事務局より報告を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） ご報告します。

3月定例総会にて決定されました案を基に、平成27年4月1日から4月30日までの1ヶ月間、農業者等からの意見募集を行った結果、農業者等からの意見は特にございませんでした。

したがって、内容の変更はございません。

以上です。

○会長（末吉修一委員） 職員の報告が終わりました。

意見が無かったとの事でございます。

それでは、お諮りします。

議案第3号、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○会長（末吉修一委員） 挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○会長（末吉修一委員） 次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、転用事実確認証明書の発行について、事務局より報告を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） ご報告します。

このたびの5月定例会にご報告すべき当該証明書の発行件数は3件です。

資料の11ページをご覧ください。

番号1番、平成26年12月15日付けで太陽光発電施設として許可を受けた小松野の田3筆、延べ1,240平方メートルについて、平成27年4月9日に現地を確認しましたところ、転用が完了しておりましたので転用事実確認証明書を発行いたしました。

12ページをご覧ください。

番号2番、平成18年6月15日付けで駐車場用地として許可を受けた松部の田、1,470平方メートルについて、平成27年4月17日に現地を確認しましたところ、転用が完了しておりましたので転用事実確認証明書を発行いたしました。

13ページをご覧ください。

番号3番、平成26年4月15日付けで太陽光発電施設として許可を受けた大楠の田畑11筆、延べ8,203平方メートルについて、平成27年4月23日に現地を確認しましたところ、転用が完了しておりましたので転用事実確認証明書を発行いたしました。

以上で報告第1号、転用事実確認証明書の発行についての報告を終わります。

○会長（末吉修一委員） 次に、日程第4、その他でございます。  
委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○会長（末吉修一委員） 発言が無いということでございますので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件はすべて議了されました。

これをもって、平成27年勝浦市農業委員会5月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。



(午後1時55分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成27年5月22日

勝浦市農業委員会会長

---

署 名 委 員

---

署 名 委 員

---